

弥陀ヶ原火山避難計画

案

令和 2 年 3 月
弥陀ヶ原火山防災協議会

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 目的等	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画策定の経緯	1
(3) 計画の位置付け	1
2. 弥陀ヶ原火山の概要・観測監視体制	1
(1) 弥陀ヶ原火山の概要	1
(2) 観測監視体制	2
3. 想定される火山現象と規制の範囲	3
(1) 火山ハザードマップ	3
(2) 計画の対象となる火山現象	4
(3) 火口周辺規制及び入山規制の範囲	5
(4) 避難対象者と避難対象地域	5
4. 噴火シナリオと避難計画	6
(1) 想定される噴火現象と噴出物	6
(2) 想定火口域	6
(3) 想定される火山活動の時系列	7
5. 避難の基本的な方針	8
(1) 一次避難(緊急退避)	8
(2) 二次避難(避難対象地域外への避難)	8
(3) 三次避難(一時滞在施設への避難もしくは帰宅)	8
6. 噴火警戒レベル	9
第2章 事前対策	10
1. 協議会の構成機関の役割	10
2. 防災体制の構築	12
(1) 両県及び市町の防災体制	12
(2) 国の防災体制	15
(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理	16
(4) 広域避難の体制構築	21
3. 情報伝達体制の構築	22
(1) 火山に関する情報の収集と整理	22
(2) 情報伝達・共有	23
(3) 観光客、登山者等への情報伝達と手段	24
(4) 異常現象等の報告等	24
4. 避難のための事前対策	26
(1) 噴火警戒レベルと火口周辺規制、入山規制の実施基準と範囲	26
(2) 観光客の把握	26
(3) 外国人観光客への対応	26
(4) 避難促進施設	26
(5) 避難対象地域と避難経路	26
(6) 避難手段	27
5. 救助体制の構築	30
(1) 救助に関する情報共有体制	30
(2) 医療体制の整備	30
(3) ヘリコプター着陸可能場所	30
6. 合同会議等による協議	30
第3章 噴火時等の対応	31

1. 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	31
(1) 異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合	32
(2) 噴火警戒レベル2の場合	32
(3) 噴火警戒レベル3の場合	33
(4) 警戒が必要な範囲の縮小	35
(5) 噴火警戒レベル4又は5の場合	35
2. 突発的に噴火した場合(噴火警戒レベル1→3)の避難対応.....	37
(1) 防災体制.....	38
(2) 情報収集・伝達.....	38
(3) 観光客、登山者等の緊急退避とその後の避難誘導.....	38
(4) 入山規制等	38
3. 広域避難	38
4. 救助活動	39
(1) 救助活動の体制(合同調整所の設置).....	39
(2) 観光客、登山者等の救助活動.....	39
(3) 医療活動.....	39
5. 災害対策基本法に基づく警戒区域.....	39
6. 報道機関への情報提供.....	39
第4章 緊急フェーズ後の対応	40
1. 規制範囲の縮小又は解除.....	40
2. 風評被害対策.....	40
第5章 平常時からの防災啓発と訓練.....	40
1. 防災啓発と学校等での防災教育.....	40
(1) 住民、観光客、登山者等への防災啓発.....	40
(2) 平常時からの観光客、登山者等への周知・啓発	40
(3) 学校での防災教育	40
2. 防災訓練	40

巻末資料1「規制看板」

巻末資料2「避難促進施設一覧」

巻末資料3「ヘリコプター着陸可能場所一覧」

巻末資料4「観光客、登山者等への広報内容」

【用語の定義】

本避難計画において使用されている下記の用語について、次のように定義をしている。

用語	定義
観光客、登山者等	観光客、登山者、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等を指す。
利用者等	避難確保を行う対象として、施設の利用者、施設に勤務する者（従業員）、施設周辺にいる観光客、登山者等を総じて「利用者等」とする。
要配慮者	災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月公布）より使われている用語で、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者と定義されている。
緊急退避	噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」などの行動のことを指す。
広域避難	市町村境を越える避難のことを指す。 「災害対策基本法」第 86 条第 8 項～第 13 項で定められている「広域一時滞在」に相当するものである。
避難促進施設	火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設で、活動火山対策特別措置法第 6 条に基づき、市町村防災会議が「避難促進施設」として地域防災計画に名称等を定めた施設を指す。
退避所	観光客、登山者等が一時避難（緊急退避）を行う先として、避難促進施設がある。本計画においては、これらをまとめて「退避所」としている。
一時滞在施設	本計画では、退避所から二次避難（避難対象地域外への避難）した観光客、登山者等が二次避難先から移動する施設を一時滞在施設とする。
避難経路	避難対象地域から退避所・一時滞在施設までの経路を指す。

第1章 計画の基本的事項

1. 目的等

(1) 計画の目的

弥陀ヶ原火山の火山活動が活発化し、想定火口域で噴火した場合、室堂平地域を含む火口周辺に多大な影響を及ぼす火山現象は、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等である。これらの現象は、発生してから短時間で室堂平地域に影響を及ぼし、観光客、登山者等の生命に対する危険性が極めて高いことから、発生前から各種規制及び避難に関する事項を具体的に定めておくことが重要である。本計画は、弥陀ヶ原火山が噴火した場合、又は噴火の可能性が高まった場合に、観光客、登山者等の安全を確保し、迅速かつ円滑な避難対応がとれる体制を講ずることを目的とする。

(2) 計画策定の経緯

国では、平成26年9月に発生した御嶽山の噴火災害の教訓から、平成27年12月に活動火山対策特別措置法を改正し、火山災害警戒地域に指定された自治体に火山防災協議会の設置を義務付けるとともに、警戒避難体制の整備に関する必要な協議を行うこととした。

弥陀ヶ原火山においては、平成28年2月に、富山県・富山市・立山町・上市町が国(内閣府)から「火山災害警戒地域」に指定されたことを受けて、平成28年3月30日に富山県及び長野県、関係機関による弥陀ヶ原火山防災協議会(以下「協議会」という。)を設置し、火山防災対策について検討を進めてきたところである。

【協議会の主な活動経過】

- 平成30年1月19日 「噴火シナリオ」の協議、公表
- 平成30年8月1日 「火山ハザードマップ」の協議、公表
- 平成31年3月22日 「噴火警戒レベル」の協議、公表(5月30日 運用開始)

今般、協議会において、「火山単位の統一的な避難計画」として、本計画を策定することとする。

(3) 計画の位置付け

本計画は、協議会における対応を整理したものである。当該避難計画以外の個別の防災対策については、両県、各市町における地域防災計画で定められている対応を行うものとする。また、より実践的な計画とするため、今後、制度改正や防災訓練等を通じて、継続的に内容の検証を行い、必要に応じて修正を行うものとする。

2. 弥陀ヶ原火山の概要・観測監視体制

(1) 弥陀ヶ原火山の概要

活火山とは、火山噴火予知連絡会(事務局:気象庁)により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

日本は環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる111の活火山が分布しており、本県の弥陀ヶ原火山(立山火山と呼ばれることがある)は活火山とされている。

なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定された。

さらに、平成26年11月、弥陀ヶ原火山など3火山が追加され、これらの50火山は、気象庁により24時間体制での常時観測・監視が実施されている。

弥陀ヶ原火山は、年間約100万人が訪れる観光地である立山黒部の中心的な観光スポットであり、住民のみならず観光客、登山者等を含む安全確保が重要である。

① 弥陀ヶ原火山の概況

弥陀ヶ原火山は、立山連峰の西側に形成された安山岩・デイサイトの成層火山で、約4万年前の玉殿溶岩の噴出以降、マグマ噴火は発生していない。過去1万年以内の活動も、いずれも水蒸気噴火であることから、今後発生する噴火は、火山の状況に大きな変化がない限りは、水蒸気噴火であると

考えられる。

また、過去1万年以内の活動により、火山灰層が7層になっていることから、少なくとも7回の噴火が起きており、噴火口は地獄谷周辺や血の池地獄周辺、称名火口や大谷火口群などであったとみられる。現在、地獄谷周辺では活発な噴気活動がみられ、地獄谷周辺地下にキャップロックやガス溜りの存在が示唆されているほか、膨張性の地殻変動も観測されている。そのため、他の噴気活動がない地域と比べ噴火が発生する可能性は、最も高いと考えられる。

弥陀ヶ原 過去1万年以内の噴火活動(弥陀ヶ原火山の完新世噴火履歴説明報告書 石崎, 2017)

テフラ名	年代	推定噴火口	噴出量 (m ³)	御嶽火山 2014年噴火 との比較
Cテフラ	1,500年前以降(最新)	地獄谷西域(大安地獄周辺)	3.2万	1/10以下
Bテフラ	1,500年前以降	地獄谷西域(大安地獄周辺)	4.8万	1/10以下
Aテフラ	1,500年前以降	地獄谷西域(大安地獄周辺)	1.5万	1/10以下
第4テフラ	約2,500年前	地獄谷北域	260万	2.6～6.5倍
第3テフラ	約4,800年前	地獄谷北域と血ノ池地獄周辺	220万	2.2～5.5倍
第2テフラ	約7,800年前(上限値)	血ノ池地獄～ lindou池周辺	380万	3.8～9.5倍
第1テフラ	約9,300年前(上限値)	地獄谷北西域(称名火口周辺)	64万	0.6～1.6倍

② 火山ガスの噴出

地獄谷では、火山ガス活動が活発であり、火山ガス中毒の事故発生リスクが高まっていることから、環境省において平成24年から地獄谷内の歩道を通行止めとしている。

また、地獄谷周辺の登山道(エンマ台～大日展望台)についても、風向きや天候によって火山ガスの濃度が高くなる場合があるため、通行の際は水で濡らしたタオルを口に当てるなどの対策を行い、注意をして通行することが必要である。

(2) 観測監視体制

弥陀ヶ原火山の火山活動については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、気象庁が観測施設(地震計、空振計等)を整備し、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所からのデータ提供も受け、気象庁(東京)に設置された「火山監視・警報センター」において24時間体制で常時観測・監視している。図1に弥陀ヶ原観測点配置図を示す。(令和元年(2019年)7月11日現在)

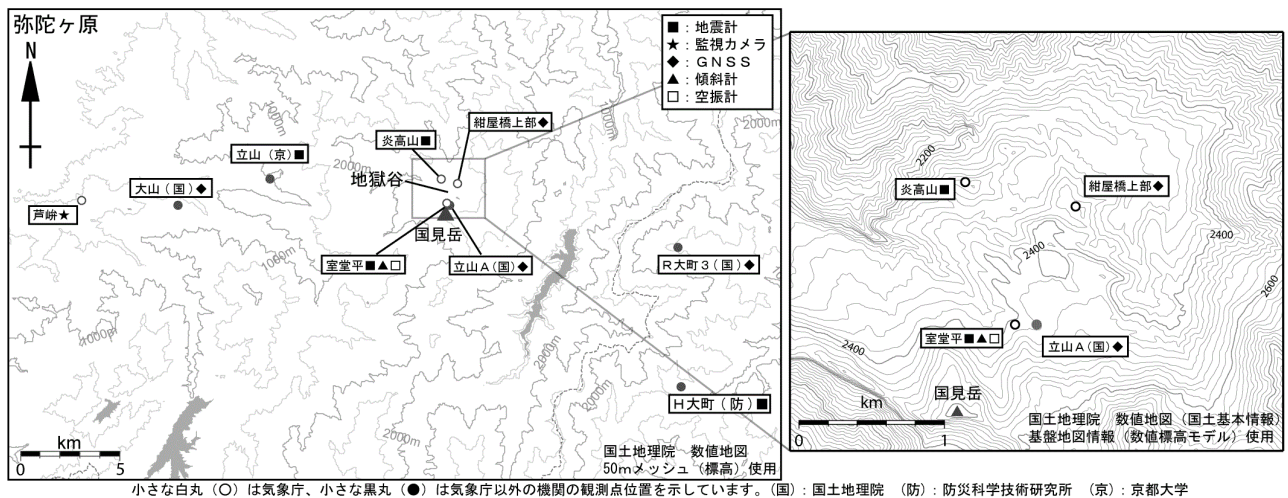


図1 弥陀ヶ原観測点配置図(気象庁HPより)

3. 想定される火山現象と規制の範囲

(1) 火山ハザードマップ

平成 30 年 8 月に協議会が作成した弥陀ヶ原火山ハザードマップは、過去 1 万年以内の噴火活動を参考に、「小規模噴火(噴出量 5 万 m³)」と「大規模噴火(噴出量 500 万 m³)」に分けて噴火の影響範囲を示している。

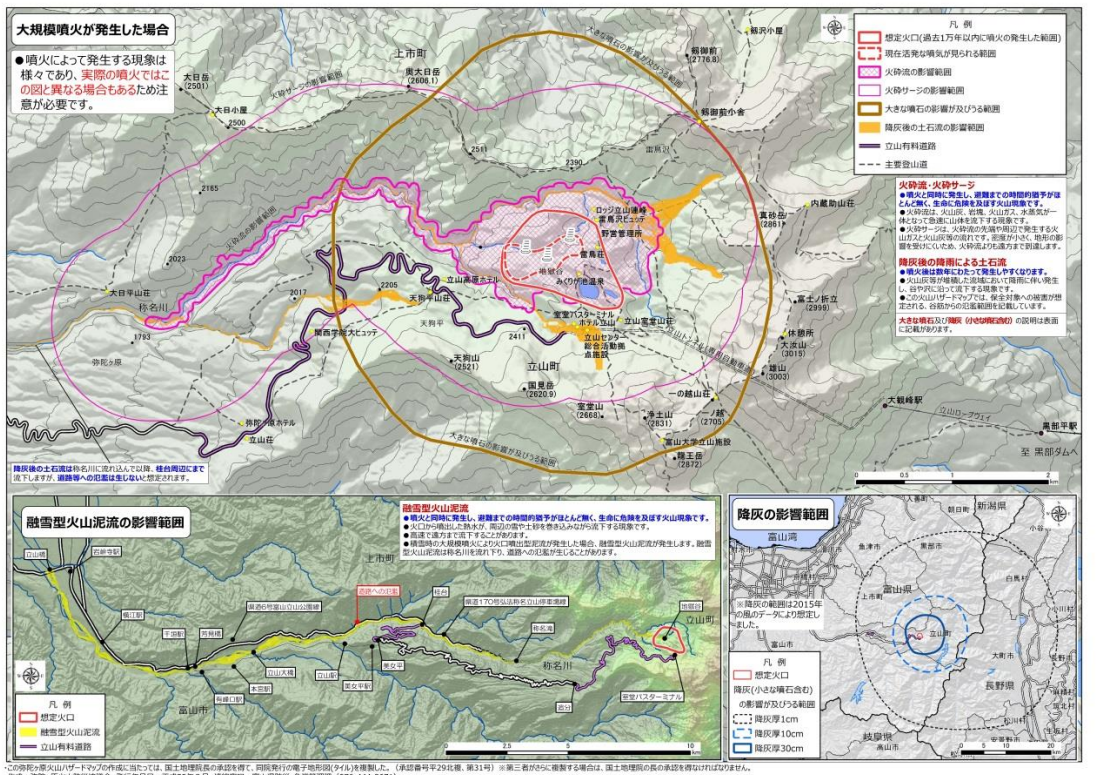
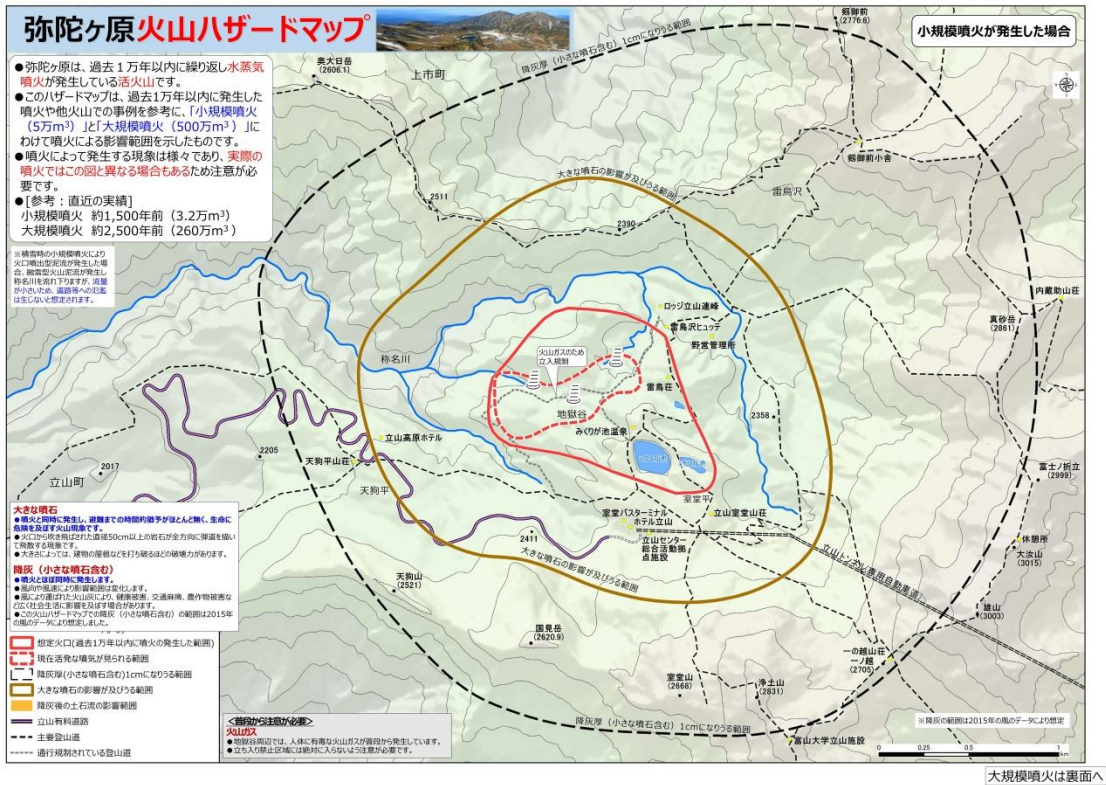


図 2 弥陀ヶ原火山ハザードマップ

(2) 計画の対象となる火山現象

弥陀ヶ原火山で想定される火山現象は、表 1 のとおりである。

表 1 弥陀ヶ原火山で想定される火山現象

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火と同時に発生し、避難までの時間的いとまがほとんど無く、生命に危険を及ぼす火山現象。 ○ 火口から吹き飛ばされた直径50cm以上の岩石が全方向に弾道を描いて飛散する。 ○ 大きさによっては、建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力がある。
火砕流・火砕サージ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火と同時に発生し、避難までの時間的いとまがほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。 ○ 火砕流は、火山灰や岩塊、火山ガスや水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。 ○ 火砕サージは火砕流の先端や周辺で発生する火山灰等の流れ。
火口噴出型泥流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火と同時に発生し、避難までの時間的いとまがほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。 ○ 山体内から高温水が噴き出し流下する。
融雪型火山泥流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火とほぼ同時に発生し、避難までの時間的いとまがほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。 ○ 積雪期には、火口から噴出した熱水が、周辺の雪や土砂を巻き込みながら流下する。 ○ 高速で遠方まで流下することがある。
降灰（小さな噴石含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火とほぼ同時に発生し、風向や風速により影響範囲は変化する。 ○ 風により運ばれた火山灰により、健康被害、交通麻痺、農作物被害など広く社会生活に影響を及ぼす。
降灰後の降雨による土石流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火後は数年にわたって発生しやすい。 ○ 火山灰等が堆積した流域において降雨に伴い発生し、谷や沢に沿って流下する現象。
火山ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火口や噴気孔から噴出されるガス。通常はその90%以上が水蒸気で、二酸化炭素、硫化水素などがそれに続く。マグマに溶けていたもの、地下水などに由来するものも含まれる。火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等を発生する可能性がある。 ○ マグマの活動が高まるとマグマ起源のものが増え、噴火前に塩化水素や二酸化硫黄の濃度変化が観測される場合がある。地下深部でマグマに溶解するガス成分は気泡になって、マグマの上昇や爆発の原因となる。

(3) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

本計画では、弥陀ヶ原噴火警戒レベルに準じて、火口周辺規制は想定火口域内、入山規制は地獄谷から概ね 2.5km 以内の範囲又は概ね 1.5km 以内の範囲(状況に応じていずれかを指定)とする。

ただし、火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流及び融雪型火山泥流が発生又は発生すると予想される場合には、火山ハザードマップに準じて規制範囲を拡大する。

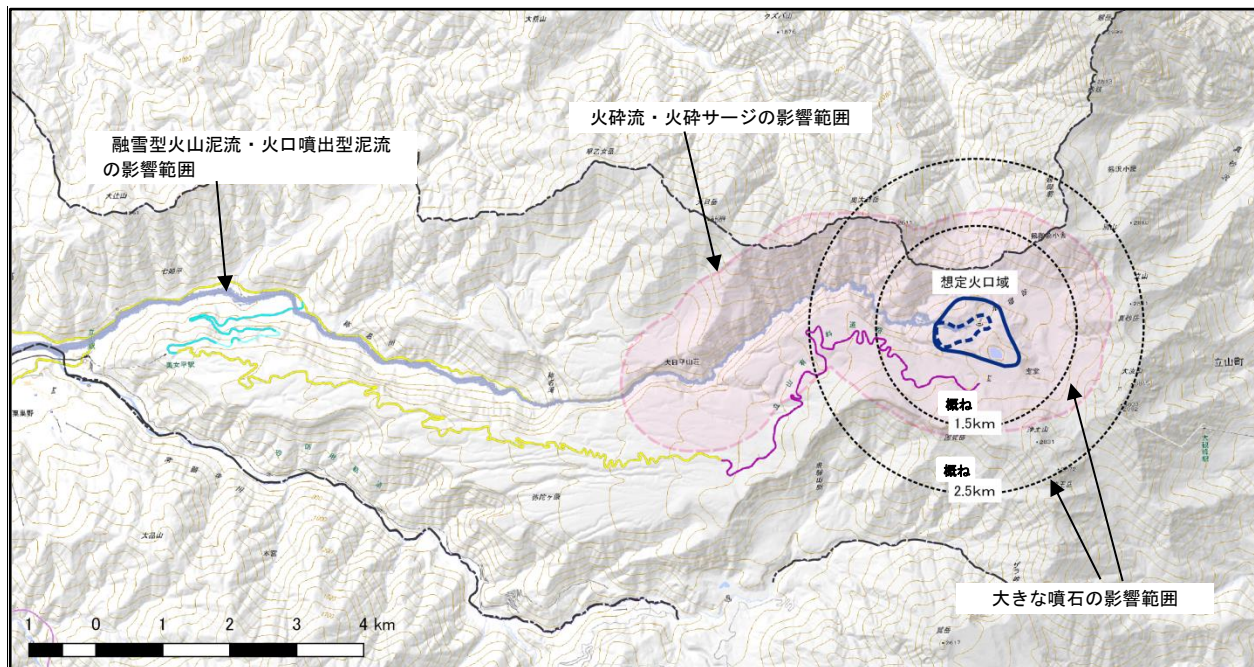


図 3 火口周辺規制及び入山規制の範囲

(4) 避難対象者と避難対象地域

避難対象者は、弥陀ヶ原火山及び周辺の登山道等の観光客、登山者等(ハイシーズン:約 10,000 人/日)とする。

避難対象地域は、想定火口域内、地獄谷から概ね 2.5km 以内又は概ね 1.5km 以内の範囲、火砕流や融雪型火山泥流等の影響が及ぶ範囲(状況に応じていずれかを指定)(図 3 及び図 8、図 9 を参照)のうち、気象庁から噴火警戒レベルに併せて発表される「警戒が必要な範囲」を基に、関係市町が設定する警戒区域の内側とする。

なお、弥陀ヶ原火山は、時期(積雪期)により避難対象者や現場の状況等が大きく異なることに留意する。

4. 噴火シナリオと避難計画

弥陀ヶ原の噴火シナリオを基に、噴火様式や想定される現象、その規模などをまとめた。

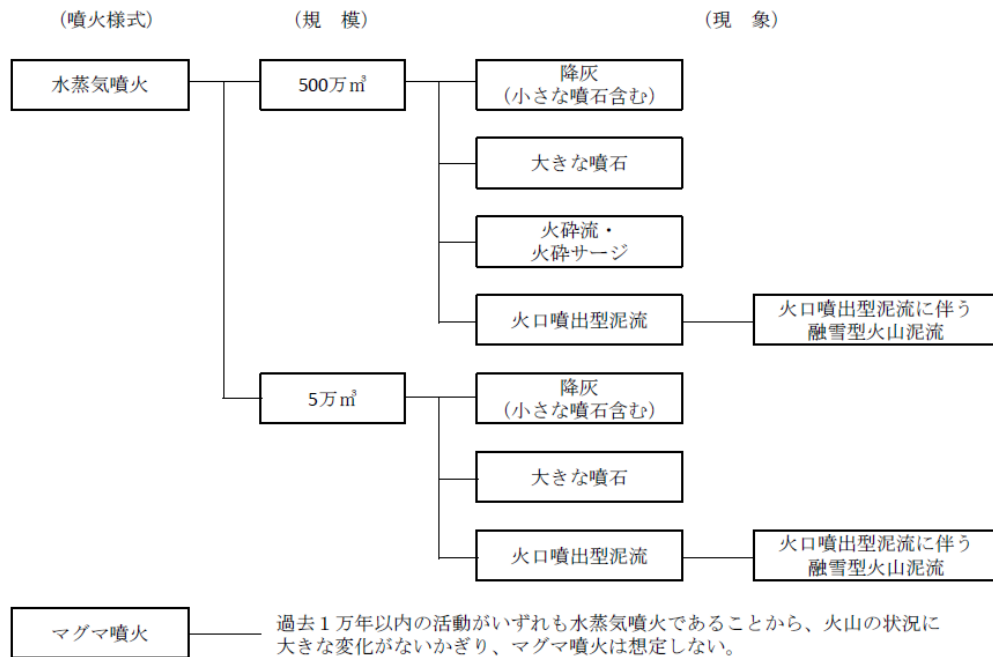
(1) 想定される噴火現象と噴出物

約4万年前の玉殿溶岩の噴出以降、マグマ噴火は発生していない。過去1万年以内の活動も、いずれも水蒸気噴火であることから、今後発生する噴火は、火山の状況に大きな変化がない限りは、水蒸気噴火であると考えられる。

表2 想定される現象と噴出物量(弥陀ヶ原の噴火シナリオ 平成30年1月)

噴火場所	噴火様式	噴出物量	噴火現象
地獄谷 過去1万年以内に噴火が発生した領域	水蒸気噴火	500万m ³	降灰(小さな噴石含む)、大きな噴石、火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、火口噴出型泥流に伴う融雪型火山泥流
		5万m ³	降灰(小さな噴石含む)、大きな噴石、火口噴出型泥流、火口噴出型泥流に伴う融雪型火山泥流
火口地形が認められる領域			

- ・上記の他、噴出物の堆積後、降雨により土石流が発生する可能性がある。
- ・ゴシックは石崎(2016)、石崎(2017)で確認された現象。



- ・上記の他、噴出物の堆積後、降雨により土石流が発生する可能性がある。

図4 弥陀ヶ原 想定される噴火様式、規模、現象

出典: 弥陀ヶ原の噴火シナリオ 平成30年1月

(2) 想定火口域

過去1万年以内に噴火が発生した領域(ミクリガ池やミドリガ池等、噴火が推定される領域含む)とする(図5)。

現在も噴気活動のみられる地獄谷は、その地下深部にガスや熱水が貯留していることなどから、その他の領域に比べて噴火の発生する可能性が高いと考えられる。



図5 想定火口域

出典：弥陀ヶ原火山ハザードマップ解説資料

(3) 想定される火山活動の時系列

弥陀ヶ原火山で発生した噴火について、詳しい時間軸の入った噴火推移は明らかにされていない。そのため、実績を基に詳しい時間軸を入れることは困難である。

なお、地獄谷の地下には、極浅所(地下数100m以内)にガス溜りがあることが想定されており、測地観測によっても極浅所に膨張源があることがわかっている。このような極浅い場所を発生源とする水蒸気噴火は、防災行動をとるのに十分な時間を確保できるような前兆が認められるとは限らない。そのため、突発的な噴火があることは留意しておく必要がある。

5. 避難の基本的な方針

観光客、登山者等の安全を確保するため、噴火が発生する前に規制、避難誘導を行うことを基本とする。突発的な噴火が発生した場合においても、以下により、観光客、登山者等の命を守るため、可能な限りの対応を行う。

(1) 一次避難（緊急退避）

- ・ 避難対象地域内にいるときに噴火が発生した場合は、状況に応じ、自らの判断で、直ちに直近の「退避所（避難促進施設）」に緊急退避する。なお、安全かつ速やかに退避できる場合には、避難対象地域外に直接避難する。
- ・ 建造物内では、安全を確保しやすい火口の反対側の部屋もしくは地上階より地下階、又は二階より一階の部屋に退避する。
- ・ 該当する建造物がないときには、地形及び地物を利用し、身の安全を確保できる場所に退避する。
- ・ 退避所職員等は、施設の利用者や避難してきた観光客、登山者等を誘導し、受け入れ、避難確保計画等に則り、避難者と待機する。

(2) 二次避難（避難対象地域外への避難）

- ・ 「退避所」から避難対象地域の外へ避難する。
- ・ 二次避難は、周囲の状況や避難先の確保、けがをしている人や要配慮者等の情報を考慮したうえで、立山町が気象庁や火山専門家等と協議を行い、開始の指示をする。指示があるまでは、原則施設内にて待機する。
- ・ 二次避難は、徒歩を基本とし、警察、消防等は、観光客、登山者等の避難誘導にあたる。
- ・ 避難者の状態によっては、別途指示のあった場所から、自衛隊のヘリ等による救助も実施する。

(3) 三次避難（一時滞在施設への避難もしくは帰宅）

- ・ 状況に応じて、二次避難先から、立山町が用意するバスや自衛隊等のヘリなどにより、一時滞在施設へ移動する。
- ・ マイカーや公共交通機関で帰宅できる観光客、登山者等は、一時滞在施設に入らず、主要な鉄道駅へ移動し、帰宅する。

6. 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等のとるべき防災対応を5段階に区分して発表する指標である。

平常時のうちに協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。

関係市町等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に入山規制や避難勧告等の防災対応をとり、火山災害の軽減につなげる。

弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルは、表3のとおりである。

表3 弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベル(気象庁)

種別		名称	対象範囲	レベル (色コード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報		居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 過去1万年以内になし
				4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	●居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 過去事例 過去1万年以内になし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報		火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。	●地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に到達しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ●噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に到達しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。 過去事例 1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となることがあります。
				2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	●地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。 過去事例 明確な記録なし
予報	噴火予報		火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	●火山活動は静穏。 ●火山性地震が時折発生。 ●地獄谷で噴気・地熱活動。

注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。
注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を揃えて飛散する噴石をさす。
注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。
最新の情報を確認するとともに、この付近では風によって流れてくる火山ガスに注意してください。
※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体へお問い合わせください。
●最新の噴火警戒レベルは気象庁IPでもご覧いただけます。https://www.jma.go.jp/jma/index.html

令和元年5月30日運用開始

気象庁
Japan Meteorological Agency
令和元年5月

第2章 事前対策

1. 協議会の構成機関の役割

弥陀ヶ原の火山現象に係わる関係機関の主な役割は、表4及び表5のとおりとする。

表4 平常時における各機関の役割

富山県	長野県	主な役割
気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター		・火山観測・監視及び活動評価 ・火山活動解説資料等の発表 ・火山防災知識の普及・啓発
富山地方気象台	長野地方気象台 (新潟地方気象台)	・火山活動解説資料等の提供・解説 ・防災知識の普及・啓発
国土地理院 北陸地方測量部	国土地理院 関東地方測量部	・地殻変動の監視
北陸地方整備局立山砂防事務所		・土砂災害に関する火山ハザードマップの見直しへの支援 ・土砂災害に対する調査・対策
環境省信越自然環境事務所		・登山者への環境教育 ・立山・地獄谷歩道の通行止め及び現道(エンマ台～大日展望台)の通行に係る注意喚起
中部森林管理局 富山森林管理署	中部森林管理局 中信森林管理署	・管理区域の状況把握・対応
富山県	長野県 北アルプス地域振興局 大町建設事務所	・情報集約 ・登山計画書(登山届)の提出促進 ・防災知識の普及・啓発 ・土砂災害に対する調査・対策 ・道路管理
立山町 富山市 上市町	大町市	・住民・登山者・観光客等への情報提供等 (ホームページ掲載、チラシ、看板等) ・防災知識の普及・啓発 ・火山防災マップの作成・周知
陸上自衛隊 第14普通科連隊	陸上自衛隊 第13普通科連隊	・救助体制の整備等
富山県警察本部	長野県警察本部	・救助体制の整備等
富山市消防局 富山県東部消防組合消防本部 立山町消防本部	北アルプス広域消防本部	・救助体制の整備等
富山県道路公社		・道路管理
立山黒部貫光(株) 関西電力(株)北陸支社		・観光施設・観光客等への情報提供 ・防災訓練の実施
関西電力(株)黒四管理事務所		
立山貫光ターミナル(株)		・観光施設・観光客等への情報提供 ・防災訓練の実施
立山山荘協同組合		・観光施設・観光客等への情報提供
立山町観光協会	大町温泉郷観光協会	・観光施設・観光客等への情報提供
西日本電信電話(株)富山支店	東日本電信電話(株)	・富山大学との連携(地中温度の観測など)
立山町千寿ヶ原地区、芦峠 寺地区		・地域への情報等の周知
火山専門家 富山大学学術研究部都市デザイン学系 国立研究開発法人産業技術総合研究所 京都大学防災研究所		・火山活動調査・分析(助言) ・弥陀ヶ原火山防災協議会への助言

表 5 火山現象発生時における各機関の役割

富山県	長野県	主な役割
気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター		<ul style="list-style-type: none"> 火山観測・監視及び活動評価 噴火警報(噴火警戒レベル)等の発表 緊急観測(現地調査、観測機器増強等) 自治体による防災対応への支援
富山地方気象台	長野地方気象台 (新潟地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報(噴火警戒レベル)等の伝達・解説 自治体による防災対応への支援 降灰調査等
国土地理院 北陸地方測量部	国土地理院 関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> 地殻変動の監視 災害対策用地図・空中写真等の緊急整備・提供
北陸地方整備局等		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法に基づく緊急調査の対応 TEC-FORCE による自治体に対する技術的な支援
環境省信越自然環境事務所		<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の状況把握・対応 登山道の規制情報の周知
中部森林管理局 富山森林管理署	中部森林管理局 中信森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の状況把握・対応
富山県	長野県 北アルプス地域振興局 大町建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 情報集約 関係機関への情報提供 道路や登山道の規制 自衛隊への災害派遣要請 応急・緊急対策工事 報道機関対応
立山町 富山市 上市町	大町市	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 入山規制(登山道や道路の規制) 住民・登山者・観光客等への情報提供(広報) 報道機関対応 避難勧告・指示(緊急)等の発令(判断) 住民・登山者・観光客等の避難誘導 避難所等の設営・運営
陸上自衛隊 第14普通科連隊	陸上自衛隊 第13普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助・その他救助に関する活動(災害派遣)
富山県警察本部	長野県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達 被災者の救出救助 住民・登山者・観光客等の避難誘導等 災害時等における交通規制の実施及び緊急交通路の指定
富山市消防局 富山県東部消防組合消防本部 立山町消防本部	北アルプス広域消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助・その他救助に関する活動 避難誘導・搬送協力
富山県道路公社		<ul style="list-style-type: none"> 道路規制
立山黒部貫光(株)		<ul style="list-style-type: none"> 管理施設の状況把握・対応 利用客等の避難誘導
関西電力(株)北陸支社		<ul style="list-style-type: none"> 避難・搬送協力 立入規制等の周知
関西電力(株)黒四管理事務所		
立山貫光ターミナル(株)	大町温泉郷観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 管理施設の状況把握・対応
立山山荘協同組合		<ul style="list-style-type: none"> 宿泊客等の避難誘導
立山町観光協会		<ul style="list-style-type: none"> 立入規制等の周知
西日本電信電話(株)富山支店	東日本電信電話(株)	<ul style="list-style-type: none"> 管理施設の状況把握・対応 富山大学との連携
立山町千寿ヶ原地区、芦峠 寺地区		<ul style="list-style-type: none"> 地域への噴火警報(噴火警戒レベル)等の周知
火山専門家 富山大学学術研究部都市デザイン学系 国立研究開発法人産業技術総合研究所 京都大学防災研究所		<ul style="list-style-type: none"> 火山活動調査・分析(助言) 弥陀ヶ原火山防災協議会への助言

2. 防災体制の構築

(1) 両県及び市町の防災体制

弥陀ヶ原火山が噴火した場合、又は噴火の可能性が高まった場合に、弥陀ヶ原火山の活動に関する情報等の収集や避難収容活動に関する調整、応急対策に係る連絡調整等を行い、国や県、市町村、関係機関等の連携のもと、噴火警戒レベルに応じた防災体制を構築する。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は、表 6 のとおりである。

表 6 噴火警戒レベルに応じた両県及び市町の防災体制

レベル	富山県側の体制	
	富山県	立山町
レベル1 活火山であることに留意	【第1非常配備】 ・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ○防災・危機管理課、消防課：各課2～3名程度	【第1非常配備】（準備体制） ・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ○総務課：防災担当職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関対応	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関対応 ・状況に応じて想定火口域の一部立入規制等
レベル2 火口周辺規制	【第2非常配備】 ○防災・危機管理課、消防課： 各課員の3分の1程度 ○観光振興室、自然保護課、道路課： 各課3～4名程度 ・その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。 ・必要と認める場合には、第3非常配備とする。	【第2非常配備】（警戒体制） ○総務課：係長以上の職員 ○関係課：係長以上の職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関対応 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関対応 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・室堂周辺観光施設、山小屋への情報提供及び避難誘導 ・想定火口域への立入規制実施（規制看板等設置） ・地域住民及び観光客、登山者等への周知メール配信、町ホームページ等
レベル3 入山規制 (概ね2.5km以内の範囲)	【第3非常配備】 ○関係各課全員 災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課全員があたる。	【第3非常配備】（災害対策本部） ○関係各課全員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関対応 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・広域調整等	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関対応 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・室堂周辺観光施設、山小屋への情報提供及び避難誘導 ・入山規制の実施（規制看板等設置） ・町観光協会、観光施設、地域住民、観光客、登山者等への周知メール配信、町ホームページ等 ・避難所開設運営 ・救護所開設運営

レベル3 入山規制 (概ね 1.5km以 内の範 囲)	上記と同じ	上記と同じ
レベル4 避難準備	上記と同じ	上記と同じ
レベル5 避難	上記と同じ	上記と同じ

レベル	富山県側の体制	
	富山市	上市町
レベル1 活火山で あること に留意	【通常体制】 ・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ○防災対策課：担当者 ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集	【通常体制】 ・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ○総務課：防災担当者 ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集
レベル2 火口周辺 規制	【第1非常配備】 ○関係各課：数名 ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集	【事前配備】 ○総務課：係長以上及び防災担当者 ○関係課：担当者 ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集
レベル3 入山規制 (概ね 2.5km以 内の範 囲)	【第3非常配備】 ○関係各課：全職員 災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課全員があたる。 ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・入山規制の実施 ・地域住民及び観光客、登山者等への周知、ホームページ等	【非常配備】 ○総務課：全職員 ○関係課：係長以上及び町内在住の職員 ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・入山規制の実施 ・地域住民及び観光客、登山者等への周知、町ホームページ等
レベル3 入山規制 (概ね 1.5km以 内の範 囲)	【第2非常配備】 ○関係各課：概ね5割の職員 ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・地域住民及び観光客、登山者等への周知、ホームページ等	上記と同じ
レベル4 避難準備	上記と同じ	【緊急配備】(災害対策本部) ○全職員 ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・入山規制の実施 ・地域住民及び観光客、登山者等への周知、町ホームページ等
レベル5 避難	上記と同じ	上記と同じ

レベル	長野県側の体制		
	長野県	北アルプス地域振興局	大町市
レベル1 活火山であること	【通常体制】 ・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ○第1次参集（当番者対応）	【通常体制】 ・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき	【警戒準備1】 ・火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ○消防防災課担当（閉庁時は当番）
	・関係機関との情報共有、収集 ・観光客、登山者等への情報提供	・関係機関との情報共有、収集 ・観光客、登山者等への情報提供	・関係機関との情報共有、収集 ・気象庁、気象台からの情報収集
レベル2 火口周辺規制	【警戒連絡会議】 ○第2次参集（25人）	【事前第一体制】 ○北アルプス地域振興局2名（休日夜間は自宅待機）	【警戒準備2】 ○消防防災課及び観光課係長以上（事象発生が遠隔地のため警戒準備を継続）
	・関係機関との情報共有、収集 ・観光客、登山者等への情報提供 ・報道機関対応	・関係機関との情報共有、収集 ・観光客、登山者等への情報提供 ・報道機関対応	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・警戒体制への移行準備
レベル3 入山規制（概ね2.5km以内の範囲）	【警戒・対策本部】 ○第3次（非常）参集（183人）	【事前第二体制】 ○北アルプス地域振興局2名が参集する体制	【非常体制】 ○警戒体制に加え関係課係長以上
	・関係機関との情報共有、収集 ・観光客、登山者等への情報提供 ・報道機関対応 ・長野県側への避難者への対応 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・降灰対策	・関係機関との情報共有、収集 ・観光客、登山者等への情報提供 ・報道機関対応 ・長野県側への避難者への対応 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・降灰対策 ・関係機関と連携して交通規制	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・緊急体制への移行準備 ・交通規制継続 ・迂回路、宿泊案内所開設（大町温泉郷） ・一次避難所設置準備（大町温泉郷森林劇場）
レベル3 入山規制（概ね1.5km以内の範囲）	【警戒・対策本部】 ○第3次（非常）参集（183人）	【事前第二体制】 ○北アルプス地域振興局2名が参集する体制	【警戒体制】 ○消防防災課及び観光課全職員
	・関係機関との情報共有、収集 ・観光客、登山者等への情報提供 ・報道機関対応 ・長野県側への避難者への対応 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・降灰対策	・関係機関との情報共有、収集 ・観光客、登山者等への情報提供 ・報道機関対応 ・長野県側への避難者への対応 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・降灰対策 ・関係機関と連携して交通規制	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・気象観測の開始 ・非常体制への移行準備 ・関係機関と連携し交通（入山）規制 ・アルペンルート迂回路案内所開設（扇沢）
レベル4 避難準備	【災害対策本部】 ○第4次緊急参集（429人）	【非常体制】 ○北アルプス地域振興局25名が参集する体制	【緊急体制1】 ○非常体制に加え関係課全職員

	レベル3に準じる	レベル3に準じる	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・交通規制継続 ・一次避難所開設（大町温泉郷森林劇場） ・避難所設置準備（上原の湯他） ・救護所設置準備（加藤診療所） ・避難者、観光客等輸送準備
レベル5 避難	【災害対策本部】 ○全員参集（1,688人）	【非常体制】 ○北アルプス地域振興局25名が参集する体制	【緊急体制2】 ○全職員
	レベル3に準じる	レベル3に準じる	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・弥陀ヶ原火山防災協議会での対応協議 ・交通規制継続 ・避難所、救護所開設 ・避難者、観光客等のターミナル駅への輸送

(2) 国の防災体制

国は、噴火警戒レベル3以上に相当する噴火警報が発表され、噴火による被害の状況及び噴火警戒レベル引き上げによる影響を踏まえ必要と認められる場合には、噴火等に関する各種情報の交換や、関係機関が実施する応急対策について相互に協力するため、国、協議会等の関係者で構成される合同会議等を設置、開催する。

また、合同会議等の開催場所については、被害状況等により決定する。

表7 国の防災体制

警報	噴火警戒レベル	現地の体制	政府の体制
火口周辺警報	レベル3 (入山規制) ※レベル3 (概ね2.5km 以内の範囲) も同様	・火山災害現地連絡調整室	・関係省庁災害警戒会議
噴火警報 (特別警報)	レベル4 (避難準備)	・火山災害現地警戒本部 ・火山災害警戒合同会議	・火山災害警戒本部
	レベル5 (避難)	・緊急(非常)災害現地対策本部 ・火山災害対策合同会議	・緊急(非常)災害対策本部

※噴火による被害の状況及び噴火警戒レベル引き上げによる影響を踏まえ、必要に応じて設置、開催

(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理

① 防災対応の基本方針

噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本方針は、表 8 のとおりである。

表 8 噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本方針

予報 警報	レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応(初動対応)
噴火予報	1 活火山 であるこ とに留意		状況に応じて、想定火口域の一部立入規制等
噴火警報 (火口周辺) 又は火口 周辺警報	2 火口周 辺規制	<p>【施設】8施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みくりが池温泉 ・雷鳥荘 ・雷鳥沢ヒュッテ ・ロッジ立山連峰 ・雷鳥沢野営場 ・ホテル立山 ・立山室堂山荘 ・室堂ターミナル <p>【登山道】5区間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室堂ターミナル～天狗平山荘 ・室堂ターミナル～立山室堂山荘 ・室堂ターミナル～みくりが池温泉 ・みくりが池温泉～雷鳥沢野営場 ・みくりが池温泉～立山室堂山荘 	<p>【施設】8施設 → 立入規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室堂ターミナル(※屋内・屋上まで利用可) <p>【登山道】5区間 → 通行止め</p> <p>※なお、 室堂ターミナル～立山室堂山荘は、 避難のための通行のみ可</p> <p>【関係機関等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒が必要な範囲内の施設への立入規制、登山道の通行止めを行うとともに、範囲内にいる観光客、登山者等への周知及び避難誘導を行う。 <p>【観光客、登山者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに規制範囲外へ退避する。

予報 警報	レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応(初動対応)
噴火警報(火口周辺)又は火口 周辺警報	3 入山 規制 (概ね 2.5 km以 内)		【観光客、登山者等】 <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、直ちに直近の「退避所(避難促進施設)」に緊急退避する。 ・立山町の指示に従い、「退避所」から避難対象地域の外へ避難する。 ・徒歩を基本とし、警察、消防等は、避難誘導にあたる。 ・避難者の状態によっては、自衛隊のヘリ等による救助も実施する。

予報 警報	レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応(初動対応)
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	3 入山 規制 (概ね 1.5 km以 内)	<p>【施設】13 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みくりが池温泉 ・雷鳥荘 ・雷鳥沢ヒュッテ ・ロッジ立山連峰 ・雷鳥沢野営場 ・ホテル立山 ・立山室堂山荘 ・室堂ターミナル ・天狗平山荘 ・立山高原ホテル ・富山県自然保護センター ・立山センター ・関西学院大ヒュッテ <p>【登山道】13 区間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室堂ターミナル～天狗平山荘 ・室堂ターミナル～立山室堂山荘 ・室堂ターミナル～みくりが池温泉 ・みくりが池温泉～雷鳥沢野営場 ・みくりが池温泉～立山室堂山荘 ・立山室堂山荘～富山大学立山施設 ・立山室堂山荘～一ノ越山荘 ・雷鳥沢野営場入口～一ノ越山荘 ・雷鳥沢野営場～大走り分岐 ・雷鳥沢野営場～劔御前小舎 ・劔御前小舎～大日小屋 ・弥陀ヶ原木道入口～天狗平山荘 ・弥陀ヶ原ホテル～天狗平山荘 <p>【道路等】1路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立山アルペンルート (弥陀ヶ原ホテル～大観峰) 	<p>【施設】13 施設 → 立入規制</p> <p>【登山道】13 区間 → 通行止め</p> <p>【道路等】1路線 → 通行止め</p>

予報 警報	レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応(初動対応)
噴火警報(火口周辺) 又は 火口周辺警報	3 入山 規制 (概ね 1.5 km以 内)		【観光客、登山者等】 <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、直ちに直近の「退避所(避難促進施設)」に緊急退避する。 ・立山町の指示に従い、「退避所」から避難対象地域の外へ避難する。 ・徒歩を基本とし、警察、消防等は避難誘導にあたる。 ・避難者の状態によっては、自衛隊のヘリ等による救助も実施する。

※噴火警戒レベル3における警戒が必要な範囲は、地獄谷から概ね 2.5km以内の範囲を基本とし、火砕流や融雪型火山泥流等を対象とした範囲についてはハザードマップに準じる。ただし、警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により地獄谷から概ね 1.5km以内に縮小することがある。

※過去1万年以内に発生した噴火の規模を大きく超えるような噴火が発生しないかぎり、噴火警戒レベル4又は5の可能性は低いが、噴火警戒レベル4又は5に相当する噴火が発生した場合は、レベル3の場合に準じて、関係機関等が連携して防災対応にあたるものとする。
なお、現在のハザードマップ以上の被害が想定された場合には、改めてハザードマップの見直しやレベル4又は5としての対応を検討する。

② 規制看板等設置

噴火警戒レベル2又は3の発表があった場合、関係機関は、担当地域・施設等に規制看板等を設置し、観光客、登山者等に周知する(巻末資料1「規制看板」参照)。

(4) 広域避難の体制構築

広域避難が必要となる場合、立山町と富山県が連携し、周辺の市町村との調整を行う。

3. 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する情報の収集と整理

防災対応のために収集・整備する火山に関する情報は、表9のとおりである。

表9 収集・整理する情報の例

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報・予報と 噴火警戒レベル	<p>噴火警報とは、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示し、噴火警戒レベルを付して発表される情報</p> <p>噴火予報とは、火山活動の状況が静穏である場合あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に、噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)を付して発表される情報</p> <p>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標</p>	気象庁
火山の状況に関する 解説情報(臨時)	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、臨時の発表であることを明記して発表される情報	
火山の状況に関する 解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する情報	
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、観光客、登山者等に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	
降灰予報	<p>噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報</p> <p>活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している</p>	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表	
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	

(2) 情報伝達・共有

気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報・予報や降灰予報等は、図6の系統図により伝達される。

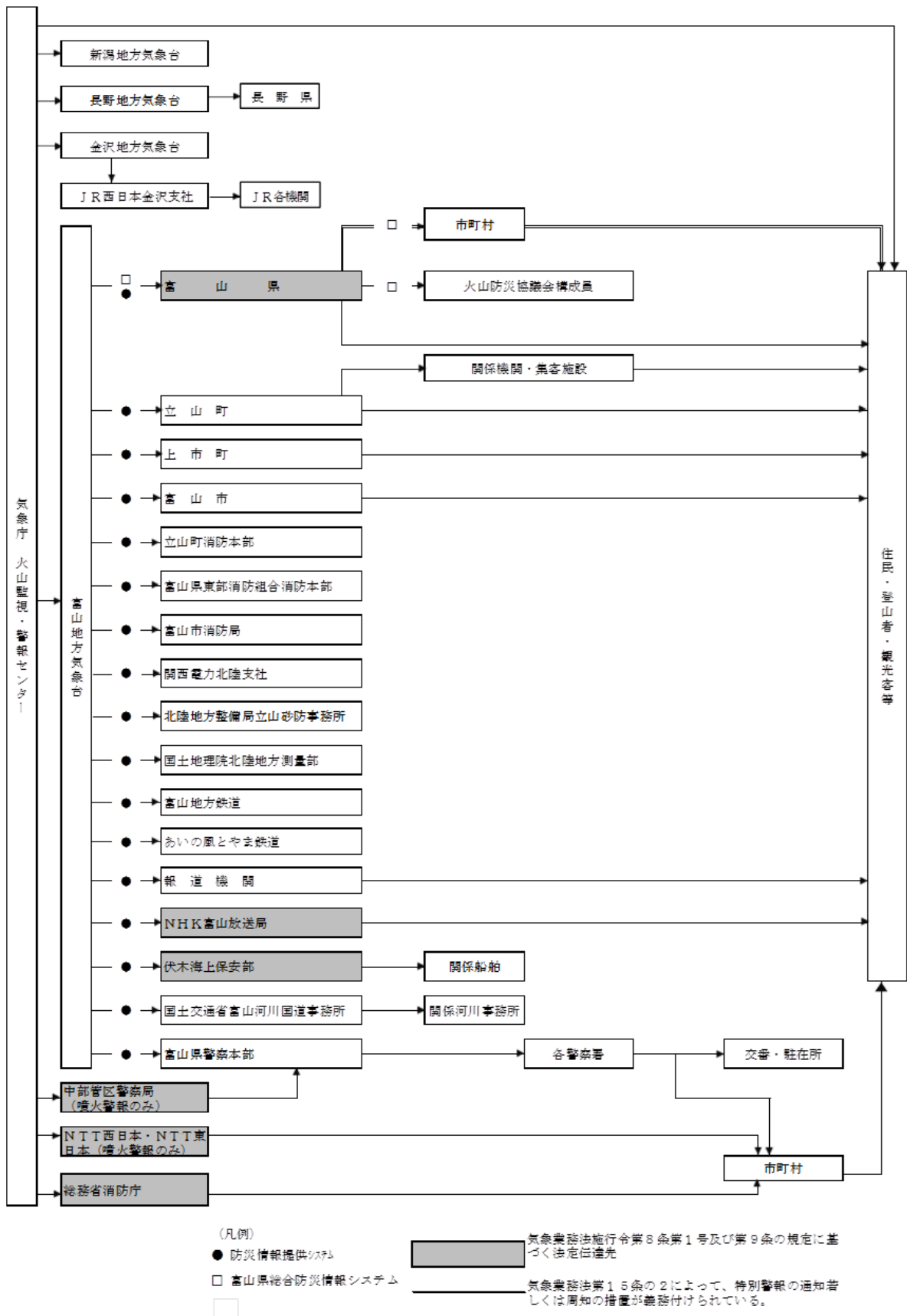


図6 噴火警報等伝達系統図

出典：富山県地域防災計画個別災害編「火山災害対策」

(3) 観光客、登山者等への情報伝達と手段

関係機関は、噴火警戒レベルや噴火速報が発表された、火山活動が活発化した等の場合には、次の方法等により、地域住民や観光客、登山者等に情報を広く周知する。

- ・ 緊急速報メール
- ・ 防災行政無線
- ・ 山小屋等集客施設へは立山町から連絡し、施設職員により観光客、登山者等へ周知
- ・ 警察、消防による避難広報(山岳警備隊、防災ヘリ等)
- ・ 道路に設置している「道路情報板」、登山口等の「規制看板」により広報
- ・ 立山町ホームページ(<https://www.town.tateyama.toyama.jp/pub/>)
- ・ 立山町公式ツイッター(<https://twitter.com/TateyamatownJPN> [@TateyamatownJPN])
- ・ 地元テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ
- ・ Lアラート
- ・ 富山県ホームページ(<http://www.pref.toyama.jp/>)
- ・ 富山防災WEB(<http://www.bousai.pref.toyama.jp/>)
- ・ 富山県広報課ツイッター(https://twitter.com/pref_toyama)
- ・ その他各関係機関のホームページ等

(4) 異常現象等の報告等

① 連絡系統図

火山の異常現象等を発見した者は、災害対策基本法第 54 条(発見者の通報義務)により、立山町又は警察本部等に通報する。なお、これにより難しい場合には、富山地方気象台に通報する。

通報を受けた立山町又は警察本部等は、図 7 の連絡系統図により、速やかに関係機関へ連絡する。

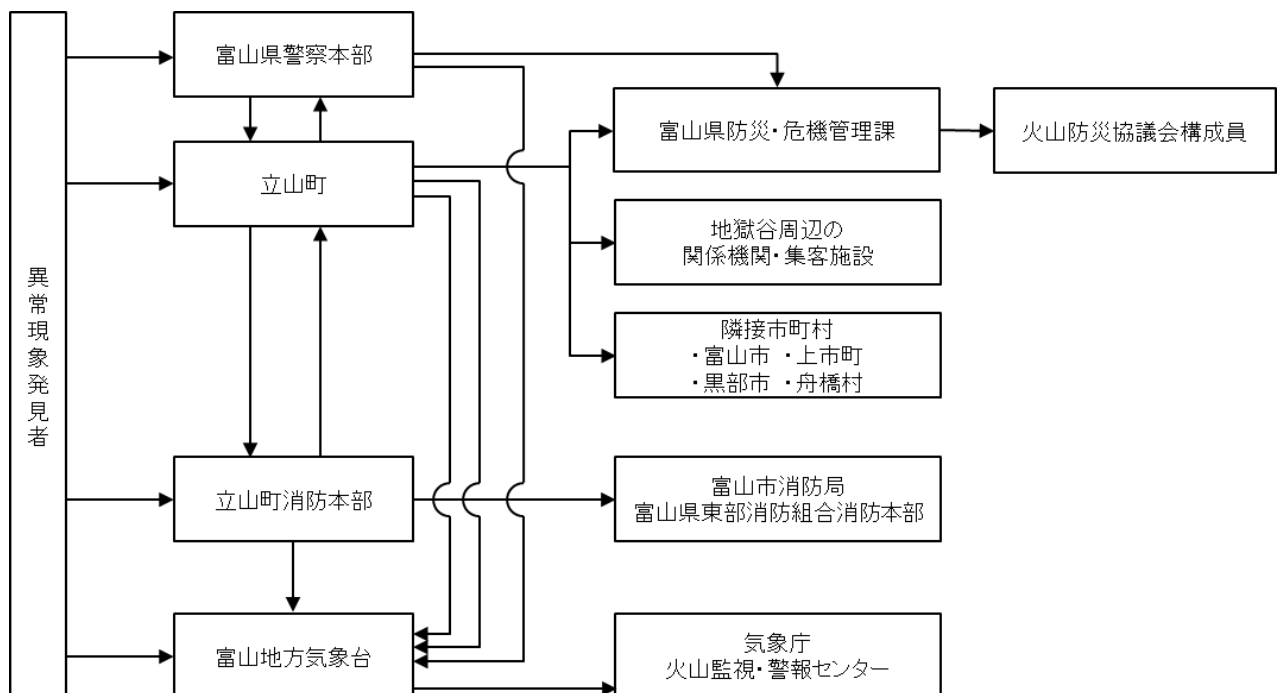


図 7 異常現象伝達系統図

出典：富山県地域防災計画個別災害編「火山災害対策」

※通報のあった異常現象の真偽については、気象庁火山監視・警報センターが、必要に応じて火山専門家に相談のうえ判断する。

※異常現象の真偽の結果は、気象庁火山監視・警報センターから富山地方気象台を通して立山町に連絡され、立山町から異常現象伝達系統図により関係機関に周知する。

② 通報事項

通報すべき異常現象は、以下のとおりである。

- ・噴火(爆発、溶岩流、泥流、火砕流等)及びそれに伴う降灰等
- ・火山地域での火映、鳴動の発生
- ・火山地域での地震の群発
- ・火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、沈没等の形成の変化
- ・噴気孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化、硫黄の燃焼等
- ・火山地域での湧泉の新生、枯渇又は量、味、臭、色、温度、濁度の異常等顕著な変化
- ・火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大、あるいは移動及び草木の立枯れ等
- ・火山付近の湖沼、河川の水の量、臭、色、濁度、気泡量等顕著な変化、温度の上昇、魚類等の浮上

なお、住民や観光客、登山者等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があることに留意しつつ、発生(発見)場所の正確な情報把握に努める。

4. 避難のための事前対策

本計画における避難対策等については、弥陀ヶ原火山周辺の観光客、登山者等の避難を対象としており、避難対策等を行う場合は、次の事項を重視する。

- ① 観光客、登山者等の生命身体の安全を第一優先に考えての避難広報
- ② 観光客、登山者等の避難については、県、市町と山小屋等が、火山情報の共有を図るとともに、山小屋等集客施設の職員が、観光客、登山者等への避難の呼びかけ及び誘導により避難させる。

(1) 噴火警戒レベルと火口周辺規制、入山規制の実施基準と範囲

火口周辺規制や入山規制については、噴火警戒レベルが発表されるなど、噴火が発生あるいは発生が予想される場合に実施する。また、噴火警戒レベルの引き上げに関わらず、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された場合に、安全確保のため必要と判断した場合にも実施する。

火口周辺規制、入山規制の実施基準は、概ね表 10 のとおりである。

表 10 火口周辺規制、入山規制の実施基準と範囲

規制の種類	実施基準	範囲
火口周辺規制	・噴火警戒レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表された場合	噴火警戒レベルに準ずる範囲(想定火口域内)
入山規制	・噴火警戒レベル3(入山規制)の火口周辺警報が発表された場合	噴火警戒レベルに準ずる範囲(地獄谷から概ね2.5km及び概ね1.5km以内、火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲)

(2) 観光客の把握

両県及び関係市町等は、観光事業者(宿泊施設、旅行代理店等)、観光関係団体(観光協会等)及び交通事業者等と連携し、緊急時における観光客の把握に努める。また、緊急時に迅速な連携がとれるよう、平常時からこれらの機関・団体との情報連絡体制を構築するとともに、観光客の把握手段の多様化や把握精度の向上方法等について検討する。

(3) 外国人観光客への対応

弥陀ヶ原周辺は、国際的な観光地として、様々な国から多くの観光客が訪れているが、外国人の観光客によっては、日本語に不慣れなことや、弥陀ヶ原火山についての知識がないことなどから、緊急時には、支援を要することに留意が必要である。このため、多言語表記看板の設置や多言語によるアナウンス等、外国人観光客に配慮した防災対策についてさらなる検討を進める。

(4) 避難促進施設

弥陀ヶ原火山周辺地域の観光客、登山者等の避難にかかわる施設を巻末資料2「避難促進施設一覧」及び図 8、図 9 に示す。避難促進施設には、地獄谷から概ね 4km 圏内に位置する施設、及び道路規制に係る施設を指定する。

立山町は、避難促進施設との協議の場を設けるなど、本計画との整合のとれた避難確保計画となるよう、その作成支援に努める。

なお、立山町は、富山県と連携して既存山小屋の噴石対策を進めることとし、このほか、協議会において、火山防災訓練の実施等を踏まえ、シェルター整備の必要性等について検討を行う。

(5) 避難対象地域と避難経路

避難対象地域は、第1章3(4)に記載したとおりであり、また、火山噴火時の避難は、各避難者が最寄りの避難促進施設へ退避する経路とする。

(6) 避難手段

弥陀ヶ原火山周辺地域及び一帯の登山道からの避難については、徒歩で避難することを基本とする。

両県及び関係市町等は、突発的な噴火発生により逃げ遅れた観光客、登山者等の避難輸送として、警察、消防、自衛隊と連携して車両等の調整を図るとともに、平時から災害時応援協定等に基づく輸送手段の確保に向けた取組を進める。

また、観光客、登山者等の下山に際しては、安全が確保される限りにおいては、入山した県側へ戻ることを基本とし、立山黒部貫光(株)等の協力を得て輸送する。入山した県と異なる県へ下山した場合は、その後の移動について、両県等で協議して対応する。

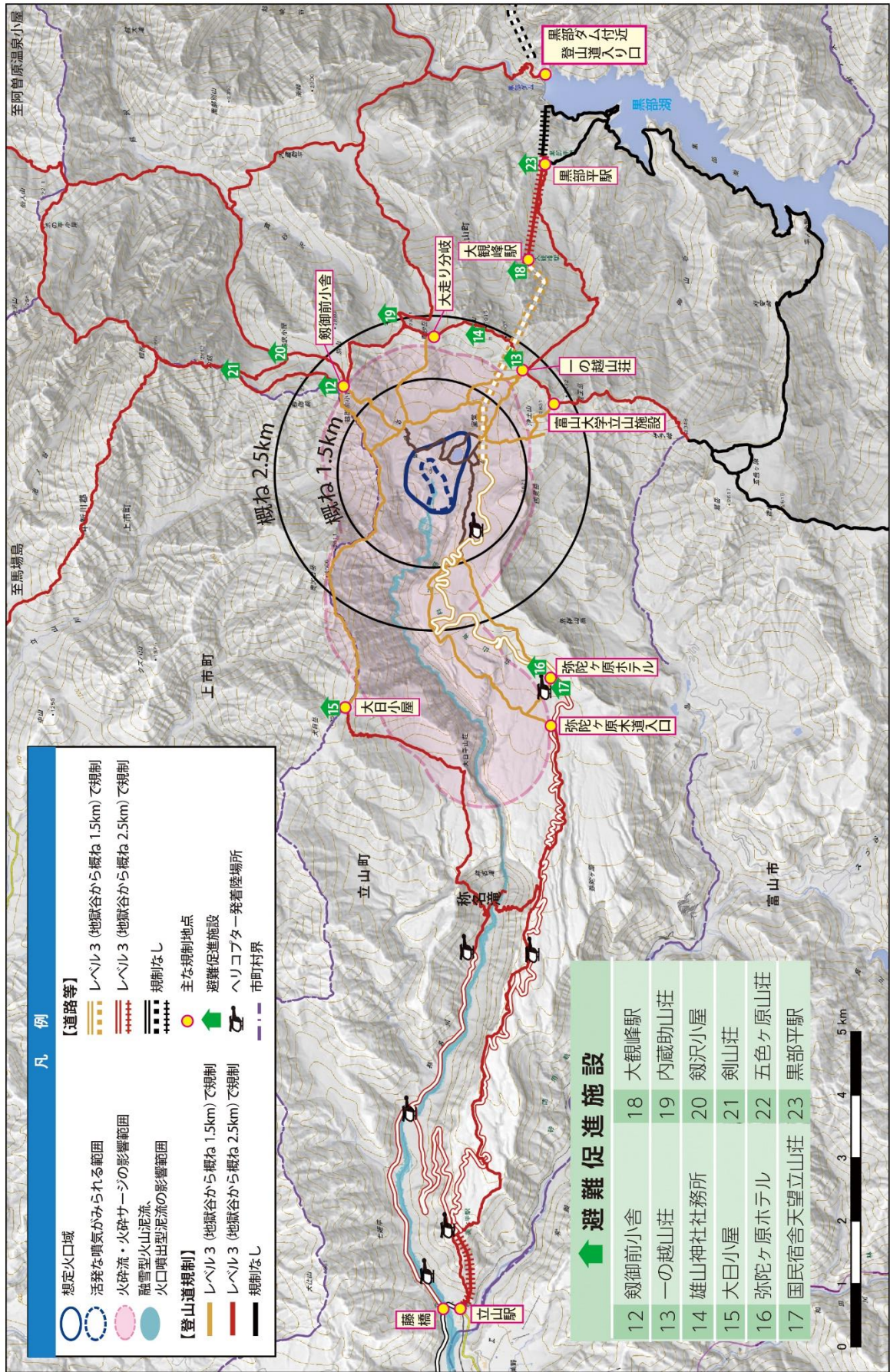


図9 噴火警戒レベルに応じた規制地点及び避難促進施設(噴火警戒レベル3)

5. 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制

逃げ遅れた者や行方不明者の救助活動に関して、避難した山小屋職員、観光客、登山者等の情報、駐車場の確認及び登山届等により、避難状況を確認し、県や関係市町、警察、消防、自衛隊が相互に情報提供するなど、関係機関の情報共有体制を構築する。

(2) 医療体制の整備

火山災害の場合、外傷などの直接的な被害を負う人に加え、火山灰の吸引による間接的な健康被害も考えられる。このため、両県及び関係市町等は、医師会等と連携を図り、負傷者等の対応についての万全の医療体制を整備確立する。

(3) ヘリコプター着陸可能場所

噴火時の負傷者を緊急的に医療機関へ搬送する場合のヘリコプター着陸可能場所は、巻末資料3「ヘリコプター着陸可能場所一覧」及び図8、図9のとおりである。

6. 合同会議等による協議

国、協議会等の関係者で構成される合同会議等が開催された場合、関係機関は、火山の活動状況や被害情報等について、国等と情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

第3章 噴火時等の対応

本計画においては、噴火警戒レベルが2もしくは3に引き上げられた場合と突発的な噴火が発生した場合の協議会関係機関の防災対応等について記載する。

1. 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の対応					
区分	噴火警戒レベル 1	火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベル 2	噴火警戒レベル 3	
対象範囲	火口内等		火口周辺	概ね2.5Km又は1.5Km以内の範囲	
火山活動の推移	噴気活動あり 火山活動は静穏	レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想	噴火警戒レベル3への引上げの基準に達する	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想
気象庁		臨時の解説情報発表 現地観測を実施	噴火警戒発表 噴火警戒レベル2へ引き上げ 現地観測を実施	噴火警戒発表 噴火警戒レベル3へ引き上げ 現地観測を実施	
火山防災協議会		関係機関に情報伝達 情報共有 必要に応じて協議	規制範囲等について協議 構成機関と連携	規制範囲等について協議 構成機関と連携	
富山県		市町への情報伝達 情報集約 避難促進施設に情報提供	協議 火口周辺規制の実施 観光客、登山者等に規制範囲外への避難の呼びかけ、避難誘導 要配慮者の避難先の確保調整	協議 入山規制の実施 観光客、登山者等に規制範囲外への避難の呼びかけ、避難誘導 要配慮者の避難先の確保調整	
立山町		観光客、登山者等に情報伝達	連携 観光客、登山者等に周知 避難誘導 立山町と情報共有	連携 観光客、登山者等に周知 避難誘導 立山町と情報共有	
避難促進施設		観光客、登山者等に周知	観光客、登山者等に周知 避難誘導 立山町と情報共有	観光客、登山者等に周知 避難誘導 立山町と情報共有	
観光客登山者等		情報入手	情報入手 規制範囲外へ避難	情報入手 規制範囲外へ避難	

(1) 異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

① 防災体制

協議会の構成機関は、異常現象の通報や火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、情報の収集と共有体制を強化し、協議会で防災対応について協議し、防災対応が必要と判断した場合、あらかじめ定められた防災体制（表 6 のとおり）をとり、火口周辺規制等の対策を講じる。

また、警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や観光客、登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行うことも想定する。

なお、火口周辺規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の防災対応の基本方針を参照する。
(16～21 ページ)

② 情報収集・伝達

ア 異常現象の通報を受けた場合

立山町、消防、警察及び気象台は、異常現象の通報を受けた場合、通報後、直ちに現場を確認し、次の内容を図 7「異常現象伝達系統図」により速やかに関係機関へ連絡する。

■速報の内容

- ・発生の実事（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ・発生場所（どこで確認されたか）
- ・発生による影響（住民、観光客、登山者等、動植物、施設への影響）

イ 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

協議会の構成機関は、気象庁から火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図り、協議会で防災対応について協議する。協議会で防災対応が必要と判断した場合、平常時の体制から防災体制に移行し、情報収集・伝達を強化するとともに、立山町は、火口周辺規制等の必要な防災対応をとる。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

① 防災体制

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、両県及び関係市町はそれに応じた防災体制に移行するとともに、協議会構成機関等と連携し対応にあたる。

協議会で規制範囲等について協議（確認）し、それを踏まえて、立山町は、火口周辺規制を実施するとともに、避難促進施設と連携し、観光客、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

また、今後、噴火により噴火警戒レベルがさらに引き上げられた場合に備え、入山規制や観光客、登山者等の避難、救助活動などの防災対応について協議する。

② 情報収集・伝達

両県及び関係市町は情報を収集し、関係機関等に情報を伝達し共有を図るとともに、消防等の防災機関、各観光協会、各観光施設へも情報を伝達する。

住民、観光客、登山者等に対しては、ホームページや緊急速報メール等により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

また、立山町は富山県と連携し、避難促進施設に情報を提供し、施設職員から観光客、登山者等に周知する。

③ 観光客、登山者等の避難誘導

富山県及び立山町は、ホームページや緊急速報メール等により、避難広報を実施する。

また、緊急速報メール等により、観光客、登山者等に規制範囲外への避難を呼びかけるとともに、避難促進施設、警察、消防等と連携し、避難誘導を行う。

④ 避難促進施設による避難誘導

火口周辺規制の範囲内に位置する避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことを周知するとともに、退避が必要な場合、緊急退避の措置をとる。また、関係市町と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

立山町は、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し、規制範囲外への避難誘導にあたる。

また、要配慮者が利用する避難促進施設から避難先の確保について依頼があった場合、富山県と連携し、受入先の確保・調整を行う。

⑤ 火口周辺規制

立山町は、観光客、登山者等の安全を確保するため、速やかに火口周辺規制を実施する。

ア 施設・道路の規制

施設・道路の関係機関等は、表 11 に示す規制をする。

イ 規制看板設置

立山町は、施設・道路の関係機関等と連携し、図 8及び表 11 により、規制看板(火口周辺規制)を設置する。

表 11 噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合の規制(図 8参照)

区 分	名 称	防災対応
施 設	みくりが池温泉	立入規制
	雷鳥荘	立入規制
	雷鳥沢ヒュッテ	立入規制
	ロッジ立山連峰	立入規制
	雷鳥沢野営場	立入規制
	ホテル立山	立入規制
	立山室堂山荘	立入規制
	室堂ターミナル	屋上まで利用可
登山道	室堂ターミナル～天狗平山荘	通行止め
	室堂ターミナル～立山室堂山荘	通行止め(避難のための通行のみ可)
	室堂ターミナル～みくりが池温泉	通行止め
	みくりが池温泉～雷鳥沢野営場	通行止め
	みくりが池温泉～立山室堂山荘	通行止め

(3) 噴火警戒レベル3の場合

① 防災体制

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、両県及び関係市町は、それに応じた防災体制に移行するとともに、協議会構成機関等と連携し対応にあたる。

協議会で規制範囲等について協議(確認)し、それを踏まえて、立山町は、入山規制を実施するとともに、避難促進施設と連携し、観光客、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

② 情報収集・伝達

両県及び関係市町は情報を収集し、関係機関等に情報を伝達し共有を図るとともに、消防等の防災機関、各観光協会、各観光施設へも情報を伝達する。

住民、観光客、登山者等に対しては、ホームページや緊急速報メール等により、入山規制の実施などについて周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

また、立山町は富山県と連携し、避難促進施設に情報を提供し、施設職員から観光客、登山者等に周知する。

③ 観光客、登山者等の避難誘導

富山県及び立山町は、緊急速報メール等により避難広報を実施する。

また、緊急速報メール等により、観光客、登山者等に規制範囲外への避難を呼びかけるとともに、避難促進施設、警察、消防と連携し、避難誘導を行う。

④ 避難促進施設による避難誘導

入山規制の範囲内に位置する避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、退避が必要な場合、緊急退避の措置をとる。

また、関係市町と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

立山町は、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し、規制範囲外への避難誘導にあたる。

また、要配慮者が利用する避難促進施設から避難先の確保について依頼があった場合、富山県と連携し、受入先の確保・調整を行う。

⑤ 入山規制

ア 施設・道路の規制

立山町は、気象庁が発表する情報に応じて、表 12に示す立入規制や通行止めを実施する。

なお、道路管理者は、道路等の規制に際しては、所轄警察署長に協議する。

イ 規制看板設置

立山町は、施設・道路の関係機関等と連携し、表 12 及び図 9 により、規制看板(入山規制)を設置する。

表 12 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲概ね 2.5km)の場合の規制(図 9 参照)

区分	名称	防災対応
施設	天狗平山荘	立入規制
	立山高原ホテル	立入規制
	富山県自然保護センター	立入規制
	立山センター	立入規制
	室堂ターミナル	立入規制
	関西学院大ヒュッテ	立入規制
	劔御前小屋	立入規制
	一の越山荘	立入規制
	富山大学立山施設	立入規制
	雄山神社社務所	立入規制
	大日小屋	立入規制
	弥陀ヶ原ホテル	立入規制
	国民宿舎天望立山荘	立入規制
	六甲学院ヒュッテ	立入規制
	大観峰駅	立入規制
	内蔵助山荘	立入規制
	劔沢小屋	立入規制
	劔山荘	立入規制
	大日平山荘	立入規制
	真砂沢ロッジ	立入規制
レストハウス称名	立入規制	
登山道	立山室堂山荘～富山大学立山施設	通行止め
	立山室堂山荘～一の越山荘	通行止め
	雷鳥沢野営場入口～一の越山荘	通行止め
	雷鳥沢野営場～大走り分岐	通行止め
	雷鳥沢野営場～劔御前小舎	通行止め
	劔御前小舎～大日小屋	通行止め

	弥陀ヶ原木道入口～天狗平山荘	通行止め
	弥陀ヶ原ホテル～天狗平山荘	通行止め
	大日小屋～称名滝	通行止め
	劔御前小舎～劔山荘	通行止め
	劔御前小舎～劔沢小屋	通行止め
	劔山荘～劔沢小屋	通行止め
	劔御前小舎～内蔵助山荘	通行止め
	一ノ越山荘～内蔵助山荘	通行止め
	一ノ越山荘～黒部平	通行止め
	一ノ越山荘～富山大学立山施設	通行止め
	富山大学立山施設～五色ヶ原山荘	通行止め
	劔沢小屋～仙人池ヒュッテ～阿曾原温泉小屋	通行止め
	劔山荘～池の平小屋	通行止め
	馬場島派出所～劔岳	通行止め
	黒部ダム～内蔵助山荘	通行止め
	阿曾原温泉小屋～内蔵助山荘	通行止め
	弥陀ヶ原木道入口～立山駅	通行止め
	八郎坂下り口～大日岳登山口	通行止め
道路等	称名道路（称名滝～桂台）	通行止め
	富山県道6号 富山立山公園線（桂台～藤橋）	通行止め
	アルペンルート（弥陀ヶ原ホテル～美女平）	通行止め
	立山有料道路（美女平～桂台料金所）	通行止め
	アルペンルート（弥陀ヶ原ホテル～大観峰）	通行止め
	立山ロープウェイ（大観峰～黒部平）	運転休止

(4) 警戒が必要な範囲の縮小

噴火警戒レベル3における警戒が必要な範囲は、大きな噴石が飛散する地獄谷から概ね 2.5km以内の範囲を原則とするが、火山活動の状況により、概ね 1.5km以内の範囲にとなることがある。

この場合、立山町は、協議会と協議し、表 13 及び図 9 に示す規制に縮小する。

表 13 噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲概ね 1.5km)の場合の規制(図 9 参照)

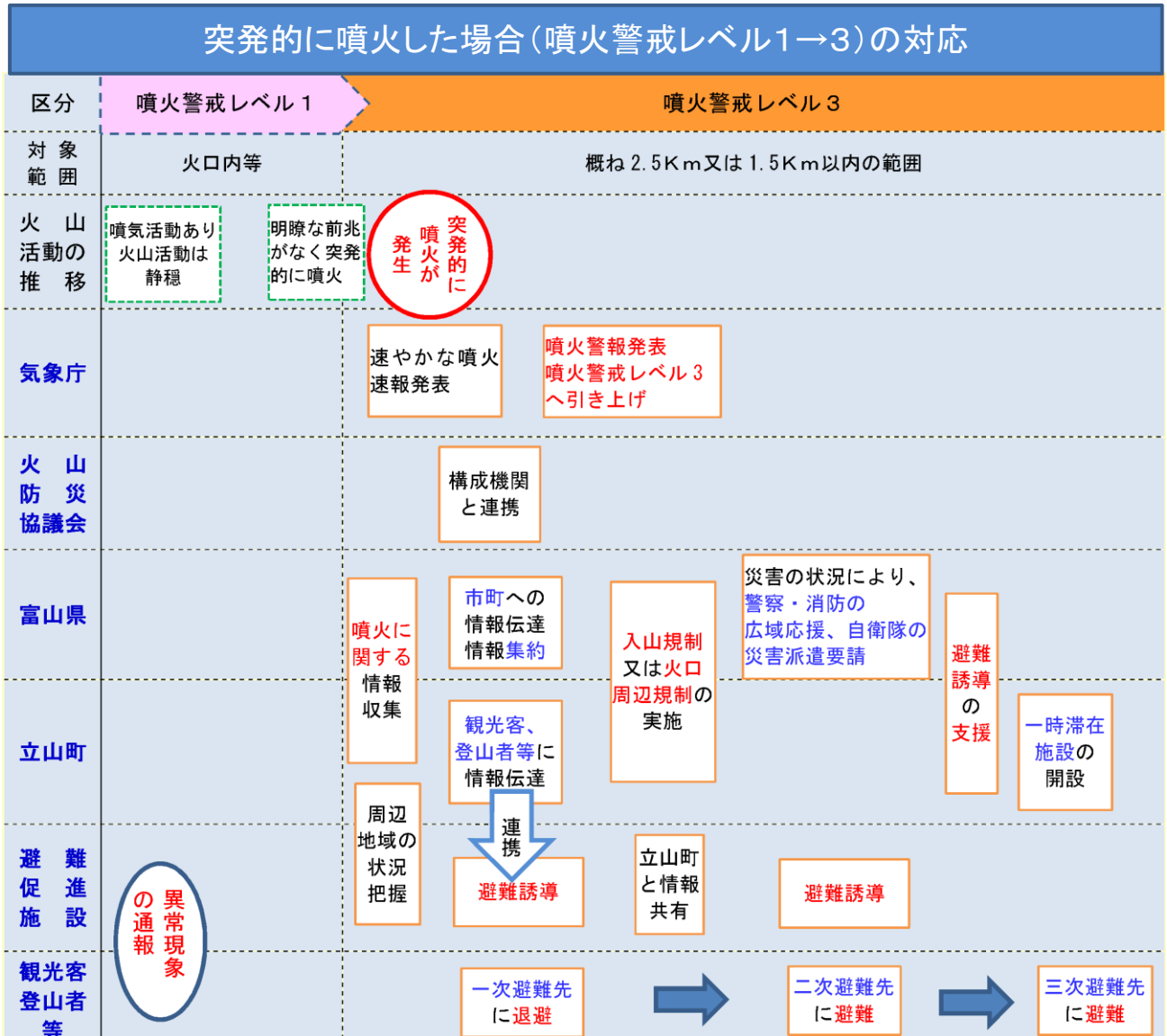
区分	名称	防災対応
施設	天狗平山荘	立入規制
	立山高原ホテル	立入規制
	富山県自然保護センター	立入規制
	立山センター	立入規制
	室堂ターミナル	立入規制
	関西学院大ヒュッテ	立入規制
登山道	立山室堂山荘～富山大学立山施設	通行止め
	立山室堂山荘～一ノ越山荘	通行止め
	雷鳥沢野営場入口～一ノ越山荘	通行止め
	雷鳥沢野営場～大走り分岐	通行止め
	雷鳥沢野営場～劔御前小舎	通行止め
	劔御前小舎～大日小屋	通行止め
	弥陀ヶ原木道入口～天狗平山荘	通行止め
	弥陀ヶ原ホテル～天狗平山荘	通行止め
道路等	アルペンルート（弥陀ヶ原ホテル～大観峰）	通行止め

(5) 噴火警戒レベル4又は5の場合

弥陀ヶ原火山では、過去1万年以内に発生した噴火の規模を大きく超えるような噴火が発生しないかぎり、噴火警戒レベル4又は5の可能性は低いが、噴火警戒レベル4又は5に相当する噴火が発生した場合は、レベル3の場合に準じて、関係機関等が連携して防災対応にあたるものとする。

なお、現在のハザードマップ以上の被害が想定された場合には、改めてハザードマップの見直しやレベル4又は5としての対応を検討する。

2. 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→3）の避難対応



(1) 防災体制

突発的に噴火が発生した場合、両県及び関係市町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、第3非常配備体制(表 6 参照)を整えるとともに、協議会の構成機関等と連携し、避難対応にあたる。

なお、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

(2) 情報収集・伝達

両県及び関係市町は、噴火に関する情報を収集するとともに、関係機関等に情報を伝達し共有を図るとともに、消防等の防災機関、各観光協会、各観光施設へも情報を伝達する。

また、住民、観光客、登山者等に対しては、緊急速報メール、防災行政無線、警察、消防による避難広報、ホームページ等、あらゆる情報伝達手段により周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携して合同説明会を開催する。

また、立山町は富山県と連携し、周辺施設と連絡を図り、弥陀ヶ原火山周辺地域の状況を把握する。

(3) 観光客、登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

① 一次避難(緊急退避)

避難促進施設は、噴火発生に伴い、相互に連携協力し、観光客、登山者等を「退避所(避難促進施設)」へ避難誘導し、避難状況を立山町へ逐次報告し、また、立山町は、富山県へその状況を報告する。

② 二次避難

立山町は、一次避難完了後、情報収集、実態把握及び二次避難の準備を行う。また、「一次避難者を移動させることに差し支えない状態」となり、かつ「避難誘導の体制が整った段階」で警察、消防等に依頼して、一次避難した観光客、登山者等を立山町が指定する二次避難先(避難対象地域外の退避所や自衛隊の活動拠点等)に避難誘導する。

なお、富山県は、災害の状況により、警察及び消防の広域応援、自衛隊に災害派遣を要請する。

③ 三次避難

二次避難先に集まった避難者は、立山町が用意するバスや自衛隊等のヘリなどにより、一時滞在施設へ移動する。

また、立山町は、下山者を受け入れる一時滞在施設(表 14)を開設するとともに、各登山口の市町、警察、消防の職員等は、下山者を近傍の一時滞在施設に誘導する。

表 14 一時滞在施設

施設名	所在地	電話	施設の構成	面積 (m ²)
あしくら 立山芦峯小学校	芦峯寺 8	076-482-1017	体育館	608
			グラウンド	8,125

(4) 入山規制等

火口周辺規制や入山規制については、噴火警戒レベル3(警戒が必要な範囲概ね 2.5km)の対応を参照する(33～35 ページ)。

3. 広域避難

広域避難が必要となる場合、立山町と富山県が連携し、周辺の市町村との調整のうえ、観光客、登山者等の広域避難を実施する。

4. 救助活動

(1) 救助活動の体制（合同調整所の設置）

富山県、関係市町、警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うため、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所等を設置するなど体制を整える。

関係市町は、県、警察、消防、自衛隊から、合同調整所等の設置場所及びヘリコプター着陸可能場所について要請があった場合、場所等を提供する。

表 15 合同調整所の候補施設

施設名	所在地
立山町役場	立山町前沢 2440
山野スポーツセンター	富山市本宮 12
立山センター	立山町芦峯寺（室堂平）

(2) 観光客、登山者等の救助活動

協議会構成機関は、警察と連携し、登山届からの登山者の情報及び観光事業者、交通事業者、各登山口に下山してきた観光客、登山者等からの情報並びに家族等からの通報により、要救助者や行方不明者を把握し、富山県に報告し、情報の共有を図る。

(3) 医療活動

負傷者を発見した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入れ等の協力を求めるものとする。

5. 災害対策基本法に基づく警戒区域

関係市町は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定に基づいて、警戒区域の設定を行う。

また、住民、観光客、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家等の助言も踏まえ、協議会で協議し、設定する。

富山県は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、関係市町に対して警戒区域の設定について助言を行う。

気象庁、火山専門家等は、関係市町が警戒区域を設定する際に、協議会等へ助言を行うとともに、協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。

両県、関係市町、警察、道路管理者は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所の設置などを行う。なお、道路管理者が未到着であり、警察官が先に到着した場合は、道路管理者の交通規制が完了するまでの間、応急的に交通規制を行う。

6. 報道機関への情報提供

富山県は、報道機関への情報提供にあたっては窓口として情報を一元化し、協議会で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・事業者等と共有する。また、必要に応じて、気象庁等の関係機関と合同で記者会見を行う。

合同記者会見では、富山県は火山地域全体の防災対応の状況、立山町は住民、観光客、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況の解説、警察、道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。

富山県は、報道機関からの取材や問い合わせに対しても適時対応するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。専門的な回答が必要となる場合になど、適宜協議会の構成機関に対応を依頼する。

立山町においても、地域住民、観光客、登山者等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、報道機関対応の窓口を設置する。

第4章 緊急フェーズ後の対応

1. 規制範囲の縮小又は解除

立山町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたっては、協議会等において、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、両県や関係市町に対して助言を行う。

両県、関係市町、警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか二次被害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な交通規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を実施する。

また、規制範囲を縮小又は解除することを緊急速報メールや防災行政無線、ラジオ等を活用し、住民、観光客、登山者等に周知する。

2. 風評被害対策

噴火活動の沈静後、協議会の構成機関が連携して、積極的な観光PR活動を行うなど、速やかにイメージの回復を図るものとする。

第5章 平常時からの防災啓発と訓練

1. 防災啓発と学校等での防災教育

(1) 住民、観光客、登山者等への防災啓発

協議会の構成機関は、住民、観光客、登山者等の啓発方法などについて協議会で協議する。

また、立山町は火山防災マップ等の作成・配布などを行い、協議会の構成機関と連携して、住民、観光客、登山者等の防災意識の高揚を図る。

(2) 平常時からの観光客、登山者等への周知・啓発

協議会構成機関は、火山防災マップや周知啓発チラシ等を弥陀ヶ原火山周辺施設や山小屋等に掲示するとともに、観光客、登山者等に配布するなどし、噴火した場合の対応等を平常時から周知啓発を図る。

(3) 学校での防災教育

協議会の構成機関は、県・市町教育委員会と連携して、学校への出前講座の実施や周知啓発チラシの配布等により、学校における火山防災教育を推進する。


2. 防災訓練

噴火時等の防災対応を円滑かつ迅速に行うために、協議会の構成機関は、本計画及び各施設の避難確保計画等に基づき、定期的に相互に連携した火山防災訓練を実施するものとする。

巻末資料 1 「規制看板」


下図の規制範囲はH30年1月現在、噴火警戒レベル設定までの暫定で運用しているもの。


1. (暫定)看板設置場所及び記載文面

(1)  立入規制点
(上記地図上の③、④、⑤、⑦地点付近)

立入規制


弥陀ヶ原火山に 火口
周辺警報が発表された
ことに伴い、これより
先への立ち入りを禁止
します。 富山県立山町



(2)  注意喚起点
(上記地図上の①、②、⑥、⑧、⑨地点付近)

注 意

弥陀ヶ原火山に
火口周辺警報が発表
されたことに伴い、
火口周辺の立入規制
をしています。 富山県立山町



2. 設置看板の材質
鉄製

3. 設置者(富山県立山町)

巻末資料 2 「避難促進施設一覧」

	施設名	区分
1	みくりが池温泉	山小屋
2	雷鳥荘	山小屋
3	雷鳥沢ヒュッテ	山小屋
4	ロッジ立山連峰	山小屋
5	雷鳥沢野営場 (雷鳥沢休憩所)	キャンプ場
6	ホテル立山	ホテル
7	立山室堂山荘	山小屋
8	天狗平山荘	山小屋
9	立山高原ホテル	ホテル
10	立山自然保護センター	博物館
11	室堂ターミナル	停車場
12	剣御前小舎	山小屋

	施設名	区分
13	一の越山荘	山小屋
14	雄山神社社務所	休憩施設
15	大日小屋	山小屋
16	弥陀ヶ原ホテル	ホテル
17	国民宿舎天望立山荘	ホテル
18	大観峰駅	車両停車場
19	内蔵助山荘	山小屋
20	剣沢小屋	山小屋
21	剣山荘	山小屋
22	五色ヶ原山荘	山小屋
23	黒部平駅	索道停留場

巻末資料3「ヘリコプター着陸可能場所一覧」

○富山県防災ヘリコプター

富山県消防防災ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧表

整理番号	離着陸場名称	所在地(住所)	緯度・経度
富山-9	山野グラウンド	富山市本宮 12 らいちょうバレーグラウンド	N 36° 34' 33" E 137° 25' 51"
立山-3	国見	中新川郡立山町芦嶽寺 ブナ坂外 11 国有林 137 イ林小班 天狗平 国見駐車場	N: 36° 34' 39" E:137° 34' 58"
立山-4	芦嶽寺	中新川郡立山町芦嶽寺字不動地内 芦嶽寺スキー場跡地	N 36° 34' 59" E 137° 23' 58"

中山間地の緊急時臨時着陸場所一覧

整理番号	地点名称	住 所	N緯度・E経度
立山-1	大観台	中新川郡立山町大観台地内	N: 36° 34' 20" E:137° 30' 38"
立山-2	美女平	中新川郡立山町美女平地内	N: 36° 35' 03" E:137° 27' 35"
立山-5	弥陀ヶ原駐車場	中新川郡立山町弥陀ヶ原地内	N: 36° 33' 59" E:137° 33' 20"
立山-6	称名滝最下駐車場	中新川郡立山町大日地内	N: 36° 34' 51" E:137° 30' 22"
立山-7	桂台立山有料道路入り口広場	中新川郡立山町法童平地内	N: 36° 35' 22" E:137° 28' 54"
立山-8	立山駅臨時駐車場	中新川郡立山町千寿ヶ原地内	N: 36° 35' 12" E:137° 27' 01"
立山-9	立山芦嶽小学校グラウンド	中新川郡立山町芦嶽寺地内	N: 36° 34' 38" E:137° 23' 04"

○富山県ドクターヘリランデブーポイント一覧

呼出呼称	名称	所在地(住所)	緯度・経度
富山-9	山野グラウンド	富山市本宮 12 立山山麓運動広場	N36° 34' 21" E137° 26' 02"
立山-3	国見	中新川郡立山町芦嶽寺ブナ坂外 11 国有林 137 イ林小班 天狗平 国見駐車場	N36° 34' 29" E137° 35' 04"
立山-4	芦嶽寺	中新川郡立山町芦嶽寺字不動地内 芦嶽寺スキー場跡地	N36° 34' 49" E137° 24' 09"
立山-6	美女平	中新川郡立山町美女平地内	N36° 35' 03" E137° 27' 35"
立山-9	弥陀ヶ原駐車場	中新川郡立山町弥陀ヶ原地内	N36° 33' 51" E137° 33' 35"
立山-10	称名滝最下駐車場	中新川郡立山町大日地内	N36° 34' 36" E137° 30' 40"
立山-12	立山町臨時駐車場	中新川郡立山町千寿ヶ原地内	N36° 35' 01" E137° 27' 05"
立山-15	芦嶽小学校グラウンド	中新川郡立山町芦嶽寺地内	N36° 34' 27" E137° 23' 13"

巻末資料4「観光客、登山者等への広報内容」

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合

行政無線等

こちらは、立山町です。
本日、午前（午後）〇時〇〇分、弥陀ヶ原火山に火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
●●に火口周辺規制がかかりました。
●●は、立ち入り禁止となりますので絶対立ち入らないでください。
規制範囲内にいる方は、直ちに、規制範囲外へ避難してください。
今後の弥陀ヶ原に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
(以上、繰り返し)

緊急速報メール文

こちらは、立山町です。
本日、午前（午後）〇時〇〇分、弥陀ヶ原火山に火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）に引き上げられました。
●●に火口周辺規制がかかりました。
●●は、立ち入り禁止となりますので絶対立ち入らないでください。
規制範囲内にいる方は、直ちに、規制範囲外へ避難してください。
今後の弥陀ヶ原に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合

行政無線等

こちらは、立山町です。
本日、午前（午後）〇時〇〇分、弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルが2から3に引き上げられました。
●●に入山規制がかかりました。
●●は、立ち入り禁止となりますので絶対立ち入らないでください。
規制範囲内にいる方は、直ちに、規制範囲外へ避難してください。
今後の弥陀ヶ原に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
(以上、繰り返し)

緊急速報メール文

こちらは、立山町です。
本日、午前（午後）〇時〇〇分、弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルが2から3に引き上げられました。
●●に入山規制がかかり、立ち入り禁止となりますので絶対立ち入らないでください。
規制範囲内にいる方は、直ちに、規制範囲外へ避難してください。
今後の弥陀ヶ原に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

突発的に噴火が発生した場合

行政無線等

こちらは、立山町です。
本日、午前（午後）〇時〇〇分、弥陀ヶ原火山で噴火が発生しました。
●●は、入山規制となり立ち入り禁止となりますので、絶対立ち入らないでください。
規制範囲内にいる方は、直ちに、建物や安全な場所に避難して、身を守る行動をとってください。
今後の弥陀ヶ原に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
(以上、繰り返し)

緊急速報メール文

こちらは、立山町です。
本日、午前（午後）〇時〇〇分、弥陀ヶ原火山で噴火が発生しました。
●●は、入山規制となり立ち入り禁止となりますので、絶対立ち入らないでください。
規制範囲内にいる方は、直ちに、建物や安全な場所に避難して、身を守る行動をとってください。
今後の弥陀ヶ原に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。